

平成 28 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社豆蔵ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 荻原 紀男
(コード番号 3756 東証第一部)
問合せ先 IR 担当
(TEL. 03-5339-2100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第9条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第8条 (条文省略)	第1条～第8条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第9条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第10条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎月9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成 28 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 28 年 6 月 22 日

以 上